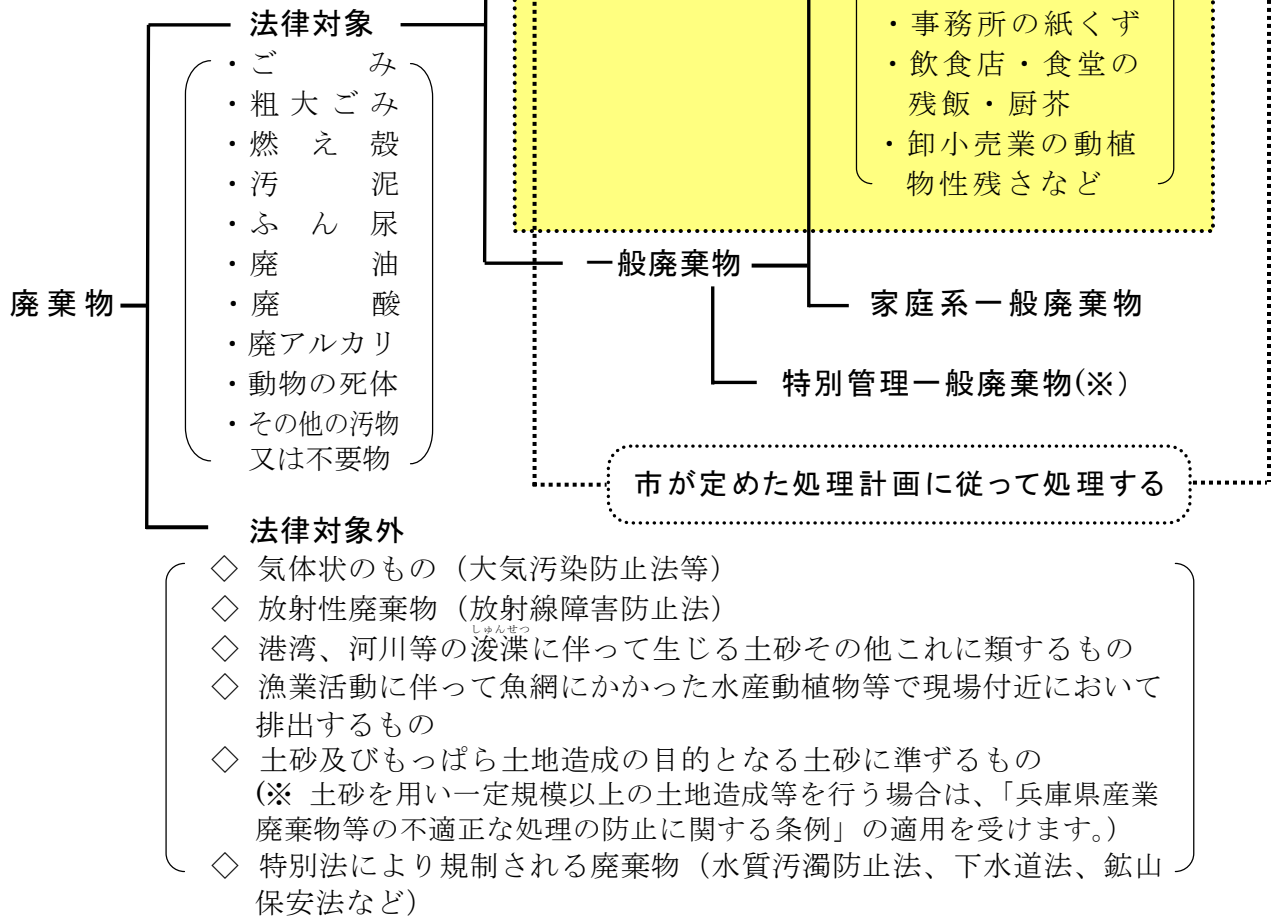


廃棄物の区分

「廃棄物」とは、自ら利用できなくなったり、他人に有償売却できないため不要になった物



注) ※の特別管理廃棄物とは

爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの。